

## 補助金調書

補助金名	ごみ収集補助金			担当課 (連絡先)	環境局循環型社会推進部 家庭ごみ対策課 (TEL711-4346)	
交付先	団体	事業系ごみ収集運搬許可業者		区分	その他の補助金	
交付先決定方法	非公募	(公募の場合) 公募時期				
(公募の場合) 応募要件						
補助開始年度	昭和49	年度	経過年数	38	年度	
補助金の目的 及び 補助対象事業	事業活動に伴って生じたごみと日常生活から生じたごみを分離して排出することができない世帯で市長が必要と認めるものについて、一般家庭との均衡上、ごみ定期搬出手数料は1世帯当たり1,000円(上限)を減額した額とされていることから、この減額分を、当該世帯ごみ収集に係る福岡市一般廃棄物収集運搬許可業者に対し交付する。					
交付対象経費及び 補助金の算定方法 等	他 【補助対象経費、補助金額の算定方法・考え方】 福岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行規則第15条において、事業系廃棄物と家庭系廃棄物をそれぞれ分離して排出することができない事業者で市長が必要と認めるものについては、ごみの定期収集にかかる手数料の額を、当該手数料の1月分相当額から1,000円(上限)を減額した額とすると定められており、補助金の交付額は、当該月の減額した額となる。					
交付状況等 【上段: 交付件数】 【下段: 決算】 (※1)	当該年度	前年度	前々年度	前々々年度		
	件	13 件	13 件	13 件		
	15,444 千円	16,045 千円	16,978 千円	17,674 千円		
前年度補助事業 の主な実施概要	世帯数 1,338世帯 件数 13件 補助額 16,045千円					
補助金交付 による効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「併用世帯」として認定した世帯に対し、事業系ごみ収集運搬許可業者は、家庭ごみ処理手数料相当分(月に1世帯当たり1,000円上限)を減額してごみ処理手数料を請求することにより、一般家庭との均衡を図る。</li> <li>・家庭ごみの処理という行政サービスを受けられていない世帯に対して公平性を確保する。</li> <li>・事業系ごみを家庭ごみとして排出することを防止する。</li> </ul>					

※1: 金額総額であり、複数の団体等に交付している場合、個々の団体等への交付額等を示すものではありません。また、当該年度は当初予算額を記載しております。